

北九州事業エリア継続保管案件の事例分析に基づく掘り起こし調査の促進

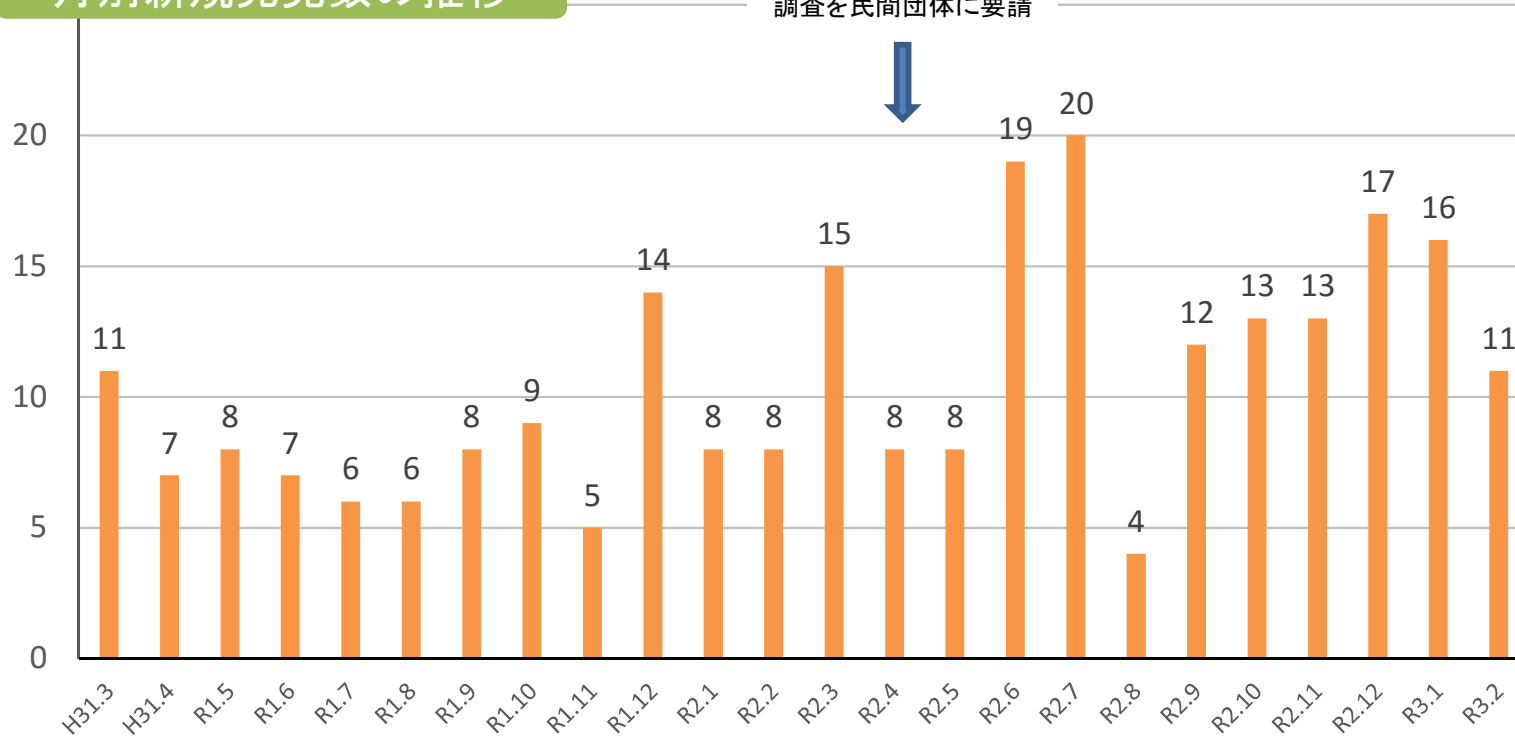
資料2-1

概要

- 北九州事業地域における変圧器・コンデンサー等は、平成16年からの15年間で、約12,000事業者の、変圧器約3,000台、コンデンサー約59,000台の計約62,000台を処理し、平成31年3月に計画通り処理を完了。
- 一方、JESCO北九州PCB処理事業所の受入終了後に新たに見つかったため、保管事業者において保管を継続している案件(事業者数)が253件存在する(令和3年2月末現在)。

月別新規発見数の推移

非自家用電気工作物の調査を民間団体に要請



種類別の発見件数

変圧器	2件
コンデンサー (自家用)	142件
コンデンサー (非自家用)	97件
PCB油(試薬等)	12件

公共/民間の発見件数

公共	33件
民間	220件

- 今後期限を迎える他地域において、事業終了後に新規発見される事例が生じることのないよう、事業終了後からこれまでに発見されたコンデンサー等の期限後発見の要因分析等を実施。

北九州エリアにおける継続保管の各地域ごとの分布

- 自家用コン、非自家用コンともに中国地方での発見台数が多い。
- ほとんどが小型のコンデンサーであったが、九州地方北部と中国地方において使用中あるいは保管中の大型変圧器が新規発見された。

九州地方北部

(福岡、佐賀、長崎、大分)

発見件数: 65件

発見台数: 自家用コン33台

非自家用コン51台

自家用変1台

PCB油(試薬等)5件

①掘り起こし調査で「無」と回答: 28件

②P協データに記載有: 6件

①かつ②に該当: 3件

※使用中の大型変圧器1台(292kg)が新規発見

中国地方

(広島、岡山、鳥取、島根、山口)

発見件数: 111件

発見台数: 自家用コン95台

非自家用コン89台

自家用変2台

PCB油(試薬等)2件

①掘り起こし調査で「無」と回答: 40件

②P協データに記載有: 23件

①かつ②に該当: 11件

※保管中の大型変圧器2台(433kg)が新規発見

九州地方南部

(熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)

発見件数: 19件

発見台数: 自家用コン9台

非自家用コン26台

PCB油(試薬等)3件

①掘り起こし調査で「無」と回答: 6件

②P協データに記載有: 4件

①かつ②に該当: 2件

四国地方

(香川、徳島、愛媛、高知)

発見件数: 58件

発見台数: 自家用コン59台

非自家用コン15台

PCB油(試薬等)2件

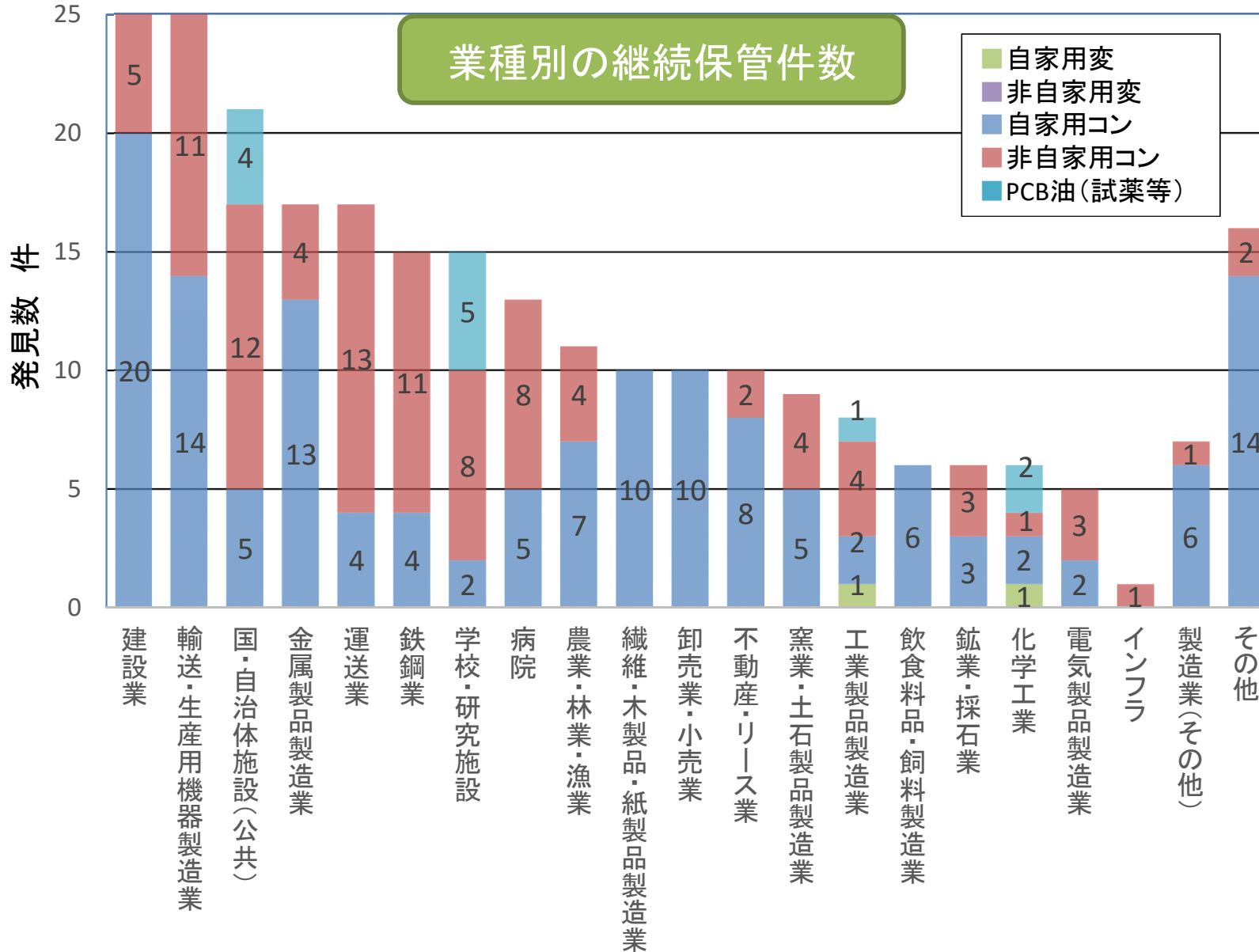
①掘り起こし調査で「無」と回答: 22件

②P協データに記載有: 20件

①かつ②に該当: 11件

業種別の継続保管件数

- 継続保管事業者への追加調査により、PCB機器等の発見時の使用状況及び業種別の件数を整理した。
- 今後他地域で処理期限を迎えるなかで、使用中のPCB機器等の見落としががないよう、発見事例集を随時更新し、自治体や業界団体等と連携し、周知を実施していく。



発見時別

保管中(放置を含む)に発見	200件
使用中に発見	53件

使用中のPCB機器等の情報整理(業種別)①

- 使用中に発見された継続保管53件について、業種ごとに保管事業者の発見台数を整理したところ、上位の業種では非自家用工作物の発見割合が高い傾向がある。
- 使用中の発見件数の多い業種に対しては関係団体を通じた周知確認が必要。また、使用中の自家用電気工作物も一定数確認されており、電気主任技術者による徹底した確認も必要。

使用中に発見されたPCB機器

【単位:件】

業 種	発見 件数	内訳			備 考
		自家用	非自家用	その他	
運送業	9(17)	1(4)	8(13)	0(0)	使用中発見件数9件のうち6件が鉄道業界で発見された。非自家用コンは溶接機(4件)と制御盤内からコンデンサーが発見された。
鉄鋼業	6(15)	0(4)	6(11)	0(0)	溶接機(5件)と制御盤内からコンデンサーが発見された。
学校・研究施設	5(15)	0(2)	5(8)	0(5)	使用中の溶接機から発見された。保管中のその他は試薬。
輸送・生産用機器製造業	5(25)	1(14)	4(11)	0(0)	溶接機(3件)と制御盤内からコンデンサーが発見された。
窯業・土石製品製造業	5(9)	4(5)	1(4)	0(0)	高圧受電設備等からコンデンサーが発見された。
国・自治体施設(公共)	4(21)	0(5)	4(12)	0(4)	水門、ポンプ場、公園(噴水、プール併設)のポンプ設備から発見された。
金属製品製造業	4(17)	1(13)	3(4)	0(0)	溶接機(2件)と制御盤内からコンデンサーが発見された。

※()内は各業種で発見された総数

使用中のPCB機器等の情報整理(業種別)②

使用中に発見されたPCB機器

【単位:件】

業種	発見件数	内訳			備考
		自家用	非自家用	その他	
建設業	3(25)	2(20)	1(5)	0(0)	電気主任技術者の見落としにより、使用されていた。
病院	2(13)	0(5)	2(8)	0(0)	使用中のX線機器からコンデンサーが発見された。
飲食料品・資料製造業	2(7)	2(6)	0(0)	0(0)	2件とも調査回答済み(「該当なし」、「不明」)であったが、産業保安監督部と保安協会の働きかけにより発見された。
工業製品製造業	2(8)	0(2)	1(4)	1(2)	工場で使用中的の変圧器が発見された(詳細調査中) ポンプ設備から発見された。
卸売業・小売業	1(10)	1(10)	0(0)	0(0)	「高濃度PCB」シールが貼られた状態で発見。委託先の電気主任技術者の認識間違いにより、使用されていた。
鉱業・採石業	1(6)	1(3)	0(3)	0(0)	碎石場の電気室で発見。当時の電気主任技術者の見落としにより、使用されていた。
電気製品製造業	1(5)	1(3)	0(3)	0(0)	賃貸工場の電気室で発見された。設置者と利用者が異なるため、確認されず、使用されていた。
農業・林業・漁業	1(11)	0(7)	1(4)	0(0)	ポンプ設備から発見された。
その他	2(16)	2(14)	0(3)	0(0)	ボウリング場、レストランの電気室で発見された。

※()内は各業種で発見された総数

掘り起こしの徹底に向けた取組

①自家用機器(コンデンサー等)関係

第28回本検討会において整理した課題等

具体的な取組

・建物の解体や倉庫の大掃除等で発見された例が全体の約半分を占めており、PCBを保管している場所以外も古い建物や倉庫を念のため確認することが重要。

計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例について、都道府県市、関係業界団体等に周知(令和3年2月、3月)※

・掘り起こし調査で「該当なし」や「未回答」の事業所からも多数発見。処分期間内にあらためて、変圧器・コンデンサーが発見されていない事業者に対して再度の確認を要請することが重要。

早期処理連絡会において都道府県市に対応要請(令和3年2月)

・電気主任技術者の見落としも多数あることから、経済産業省と連携し電気主任技術者に対して教訓を周知するほか、経済産業省作成のチェックリストを活用した掘り起こし調査実施を要請。

引き続き電気主任技術者に対して周知するとともに、チェックリストを改善

・期限後に発見された自家用機器の約4割はP協データに掲載。P協データに掲載されているが掘り起こし調査未実施の事業者を対象に掘り起こし調査を実施することが効果的。

JESCO未登録台帳の活用について都道府県市に依頼(令和3年1月)※

・電気工事店が顧客の機器を引き取って保管しているケースも多く、電気工事店等への周知も重要。

電気工事業関係の団体と連携した周知を検討中

・電気主任技術者が未選任である事業者から発見された例があり、該当事業者へ掘り起こし調査を実施することが効果的。

中小企業・小規模事業者に対し、早期処理を要請(令和3年3月)※

掘り起こしの徹底に向けた取組

②非自家用機器関係

第28回本検討会において整理した課題等

- ・掘り起こしアンケートの対象とはなっていない。
 - ⇒ 引き続き、環境省から関係省庁を通じて、非自家用電気工作物についても掘り起こしを呼びかける。
 - ⇒ 特定の機器(溶接機、ポンプ及びX線等)を持っている可能性の高い事業者への周知徹底を関係業界団体を通じて実施する。
 - ⇒ 環境省から自治体に対して、非自家用電気工作物についても対象とした掘り起こし調査を要請する。

具体的な取組

- 都道府県市、関係業界団体等に対して、
 - ・判別方法等を情報提供し、掘り起こしを依頼(令和2年4月)
 - ・継続保管事例について周知(令和3年2月)※

③油(試薬等)

※ 再掲

第28回本検討会において整理した課題等

- ・事業者が保管していることを失念している場合が多い。
 - ⇒ PCB油が保管されている可能性のある事業者をリストアップし、現場確認等により、忘れ去られた試薬等を探してもらうことが効果的。
- ・公共から多く出ている。
 - ⇒ 発見事例を自治体等を通じて周知し、掘り起こし調査を要請する。

具体的な取組

- 計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例について、関係業界団体等に周知(令和3年2月)※
- 早期処理連絡会において都道府県市に対応要請(令和3年2月)

※ 再掲

① JESCO未登録台帳の活用について都道府県市に依頼(令和3年1月 環境省)

- JESCO未登録台帳に掲載があるものの、これまでに高濃度PCB廃棄物等の所在が確認されていない事業者に対して、該当廃棄物の保管等の状況の確認を行うことが有用。
- そこで、JESCO未登録台帳を都道府県市に提供の上、今後の事業者指導における活用を依頼。

② 継続保管事例について都道府県市、業界団体等に周知(令和3年2月、3月 環境省)

- 掘り起こし調査における主な発見事例及び継続保管の事例について、都道府県市及び業界団体等に情報提供。
- 都道府県市に対しては、PCB廃棄物の全量把握に向け、当該情報を参考に、JESCO未登録台帳を活用した調査などの更なる深堀を依頼。

③ 中小企業・小規模事業者に対し、早期処理を要請(令和3年3月 経済産業省)

- 未処理機器が発見された事例では、事業者の多くが中小企業・小規模事業者であったことを踏まえ、経済産業省から関係団体を通じ、これら事業者に向けた早期処理にかかる要請文を発出(資料4-2参照)。